

熊本大学における評価活動について

1. 大学の基本理念・目標

(理念)

熊本大学は、教育基本法及び学校教育法に則り、総合大学として、知の創造、継承及び発展に努め、知的、道徳的及び応用的能力を備えた人材を育成することにより、地域と国際社会に貢献することを目的とする。

(目的)

1. 個性ある創造的人材を育成するために、学部から大学院まで一貫した理念のもとに総合的な教育を行う。学部では、幅広く深い教養、国際的対話力、情報化への対応能力及び主体的な課題探求能力を備えた人材を育成する。大学院では、学部教育を基盤に、人間と自然への深い洞察に基づく総合的判断力と国際的に通用する専門知識・技能とを身につけた高度専門職業人を育成する。また、社会に開かれた大学として、生涯を通じた学習の場を積極的に提供する。
2. 高度な学術研究の中核としての機能を高め、最先端の創造的な学術研究を積極的に推進するとともに、人類の文化遺産の豊かな継承・発展に努める。また、総合大学の特徴を活かして、人間、社会及び自然の諸科学を総合的に深化させ、学際的な研究を推進することにより、人間と環境の共生及び社会の持続可能な発展に寄与する。
3. 地方中核都市に位置する国立大学として地域との連携を強め、地域における研究中核的機能及び指導的人材の養成機能を果たす。世界に開かれた情報拠点として、世界に向けた学術文化の発信に努めることにより、地域の産業の振興と文化の向上に寄与する。また、知的国際交流を積極的に推進するとともに留学生教育に努め、双方向的な国際交流の担い手の育成を目指す。

(目標)

【教育】

1. 一般教育の充実

一般教育の内容、方法、教育環境及び実施体制について、全学的視点から絶えざる点検・評価及び見直しを行い、社会の急激な変化や諸科学の高度化に対応し得るよう、広い視野に立ち、主体的に課題を探求し、総合的に判断する能力を涵養するとともに、幅広く深い教養、豊かな人間性、高い倫理観及び社会的行動力を備えた人材の育成を目指す。

2. 専門教育の充実

学部の専門教育においては、大学院教育との関連で教育内容を精査・整理し、学修目標を明確化するとともに、基礎的な専門学力の強化と専門知識・技術・技能の向上を図り、その専門性によって社会に貢献できる質の高い人材の育成を目指す。

3. 創造性豊かな高度専門職業人の養成

大学院においては、専門領域の学術を一層深く理解させるとともに、社会人のキャリア・アップ教育を含めて、高い専門性を持つ到達目標を設定し、深い洞察力と総合的な判断力によって学術研究の新たな地平を切り開く、個性と創造性豊かな、国際社会で活躍できる高度専門職業人の養成を目指す。

4. 国際化・情報化に柔軟に対応できる人材の育成

全ての教育課程において、国際的対話力や情報技術活用能力の向上を図るとともに、その教育環境を整備し、我が国の歴史や文化を踏まえながら、国際社会の多様な在り方を理解し、今日の世界が直面する課題の解決に向けて果敢に挑戦する人材の育成を目指す。

5. 社会に開かれた教育活動の推進

本学の教育目的を踏まえ、子供から高齢者まで幅広い年齢層の人々が本学の教育システム並びに多様な知的資産、知的資源を活用し、生涯を通じて自己啓発を行い、自己実現ができる機会と場を提供し、社会に開かれた教育活動を積極的に推進する。

【研究】

1. 国際的に卓越した先導的研究の推進

学術研究の中核としての役割を果たすため、適切な人的配置と財政的資源配分を行い、研究環境の整備を図るとともに、国際的な人的交流や学術連携・協力の環を広げ、世界をリードする特色ある先導的研究を推進する。

2. 個性と創造性のある研究の推進

自由な発想に基づく独創的な学術研究を進展させ、真理の探究、知の継承並びに高度の知識・技術・技能の発展に寄与するとともに、適切な評価に基づいて、継続性を必要とする基礎的・基盤的研究の継承と発展を図る。

3. 活力ある学際的研究の推進

生命倫理や地球環境問題等、多面的・総合的な視点からの究明や解決が必要な課題については、総合大学としての特徴を活かして、また、必要に応じて外部の関係機関と密接な連携・協力を図りながら、多様な領域を有機的に統合した研究組織を編成して、その課題の解明・解決に取り組む。

【地域貢献・国際貢献】

1. 地域社会への貢献

地域社会からの要請を的確に把握し、研究成果の公開、人的交流及

び諸施設の開放等を通して、産業創成、地域経済振興、教育と文化の向上及び医療・福祉の増進等に積極的に貢献するとともに、教育面における社会サービスの充実を図り、地域に開かれた大学としての役割を果たす。

2．国際交流の推進

世界に開かれた情報拠点として、各国の大学や研究機関と学術的・文化的交流を積極的に推進するとともに、本学学生を国際社会に送り出し、留学生教育とその支援体制を充実することによって、学術文化の国際的発展に貢献する。

3．情報公開と広報の推進

大学に対する社会的要請を常に把握しつつ、本学の理念、目的、目標、入学者受入方針、教育内容、研究内容及び地域貢献・国際貢献の状況等、社会が求める情報を公表するとともに、地域社会と国際社会に向けて広範な広報活動を積極的に行う。

2．大学組織

2 - 1) 管理運営体制図 (資料 1 : 13/47 ページ)

2 - 2) 教育研究組織図 (資料 2 : 14/47 ページ)

2 - 3) 教員数 (平成 18 年 1 月 1 日現在)

教授	3 5 3 名
助教授	2 6 9 名
講師	8 5 名
助手	2 4 2 名
合計	9 4 9 名

2 - 4) 学生数 (平成 18 年 1 月 1 日現在)

学部学生 7 , 8 9 8 名 (留學生内数 6 1 名)
修士 (博士前期) 1 , 3 1 7 名 (留學生内数 6 2 名)
博士 (博士後期) 6 7 8 名 (留學生内数 1 0 6 名)
専門職学位課程 6 6 名 (留學生内数 0 名)
合計 9 , 9 5 9 名 (留學生内数 2 2 9 名)

3 . 評価の概要

3 - 1) 評価活動の理念・目的

熊本大学における教育、研究及び社会貢献、国際交流等の活動について点検・評価することにより、その活動の一層の活性化を促すとともに、教育・研究等の改善に反映させ、本学の社会的責任を果たすことを目的とする。

3 - 2) 評価の沿革

平成 3 年 7 月	設置基準の改正 (大綱化及び自己点検評価の努力規定)
平成 3 年 1 0 月	教育研究体制委員会 (教育研究改善検討部会、自己点検評価部会、大学院等検討部会) を設置し検討を開始
平成 5 年 3 月	自己点検評価部会 (及び大学院等検討部会) から評議会へ答申
平成 5 年 6 月	自己評価委員会を設置し、自己点検評価作業を開始 (第 期)
平成 6 年 1 0 月	「現状と課題 1 9 9 4」を発刊 これと前後して、各学部、センター等においても自己点検評価を開始
平成 7 年 1 1 月	自己点検評価 (教育編) 作業を開始 (第 期)
平成 9 年 1 0 月	「現状と課題 2」(教育編)を発刊
平成 1 1 年 1 1 月	自己点検評価作業を開始 (第 期)
平成 1 2 年 1 1 月	「現状と課題 2 0 0 0」を発刊
平成 1 3 年 1 月	大学評価・学位授与機構による評価 (第三者評価) への対応開始 これを受けて、2 点の改善が図られる。 評価体制の見直し 構成員を実質作業ができる者とした 全学データの整備 「大学年報」の作成
平成 1 3 年 1 2 月	「大学評価体制等検討WG」の設置 法人化を見据えた評価体制及び評価方法のあり方を検討
平成 1 4 年 7 月	「熊本大学における自己点検・評価システム」として答申 大学評価委員会の設置及び教員の個人活動評価の必要性を提起

平成14年12月	大学評価委員会（教育、研究及び個人活動評価専門委員会）の設置
平成16年3月	第1期中期目標期間における評価スケジュールを確認 教育、研究、個人活動評価を3年サイクルで実施 個人活動評価は16年度に試行し、18年度から本格実施
平成16年4月	法人化に伴い大学評価会議（教育、研究及び管理運営評価専門委員会等）を設置 教員の個人活動評価（試行）を実施
平成17年7月	教員の個人活動評価の見直し開始

3 - 3) 評価組織・体制（資料3：16/47 ページ）

評価組織

- ・ 大学評価会議
大学の基本方針を策定
- ・ 大学評価企画・実施会議
大学評価会議の策定した基本方針に基づき、評価の実施方策を策定するとともに、その実施に当たる。
- ・ 大学評価企画・実施会議の下に、教育評価専門委員会、研究評価専門委員会、管理運営評価専門委員会、教員個人活動評価ワーキンググループ、事務体制評価ワーキンググループ及び組織評価指針等検討ワーキンググループを設置。
- ・ 学部等における評価の委員会
学部等における評価を担当する委員会は、大学評価企画・実施会議と連携して、各学部等における評価の実施に当たる。

評価規則

（資料4：17/47 ページ、資料5：18/47 ページ、資料6：20/47 ページ）

- ・ 熊本大学大学評価会議規則
- ・ 熊本大学大学評価本部規則
- ・ 熊本大学大学評価企画・実施会議専門委員会等細則
- ・ 熊本大学における教員の個人活動評価指針

- ・教員の個人活動評価実施要項
学部教員の個人活動評価実施要領（例示）

データベース（資料7：22/47ページ）

- ・学習情報システム（SOSEKI）
- ・教育研究情報データベース（EDB）

3 - 4) 実施している評価活動（資料8：27/47ページ）

- 大学を単位とする組織評価
（自己点検・評価は3年ごと、第三者評価は定時・随時）
- 学部等を単位とする組織評価
（自己点検・評価は3年ごと、第三者評価は定時・随時）
- 教員の個人活動評価
（自己点検・評価として3年ごと）
- 事務体制の組織評価及び個人評価
- 課題評価

4 . 評価方法

大学を単位とする組織評価

1) 自己点検・評価

（評価方法：

評価軸、項目、基準、指標、評価軸の重み付け、評価者の構成等）

- ・平成18年度実施を予定。
- ・本学の目標に沿った取組に対する自己点検・評価と各学部等の組織評価に基づく内部評価としての側面とを併せ持ったものとして実施することを考えている。
- ・教育・研究だけでなく社会貢献や管理運営についての評価も行うこととしている。

（評価結果の活用）

- ・本学の目標に関する取組の改善に資するものである。
- ・大学運営において活用を予定している。（組織の統廃合、予算配分等）

(評価の特徴)

- ・自己点検・評価の形骸化を防ぐため、大学を単位とする組織評価では、学部等を単位とする組織評価の内容について、チェックをかけることを想定している。

2) 第三者評価

- ・中期目標期間評価(法人評価)については、平成20年度に暫定評価が実施され、平成22年度に本評価実施。
- ・機関別認証評価については、平成21年度に実施予定である。

学部等を単位とする組織評価

1) 自己点検・評価

(評価方法:

評価軸、項目、基準、指標、評価軸の重み付け、評価者の構成等)

- ・学部や研究科については、改組等の際には適宜外部評価を活用して評価を実施。
- ・平成18年度実施を予定。
- ・各学部等における教育、研究を中心に自己点検・評価することとしている。
- ・評価項目としては、認証評価における評価項目の他、各学部等の目標に沿って自由に設定できることとしている。

(評価結果の活用)

- ・各学部等の教育・研究等の改善に資するものである。

(評価の特徴)

- ・最低限の評価ルール、評価項目を全学的に定め、あとは各部署の特性に応じて定めることとしている。

2) 第三者評価

- ・機関別認証評価については、平成21年度に実施予定である。
- ・専門職大学院の認証評価(法曹養成研究科)については、平成17年度に予備評価を実施し、平成20年度に本評価を実施予定である。

教員の個人活動評価

(評価方法：

評価軸、項目、基準、指標、評価軸の重み付け、評価者の構成等)

(資料9：28/47 ページ、資料10：34/47 ページ)

- ・現在試行実施中。平成18年度から本格実施。
- ・対象は、教授、助教授、専任講師及び助手。
- ・評価基準及び評価項目については、学長が、個人活動評価における評価基準及び評価項目等の基本事項について、全学共通の実施要項を定める(大学評価企画・実施会議)。学部長等は、全学共通の実施要項を踏まえ、学部等の特性を考慮して実施要領を定める(各学部等の評価委員会)。
- ・個人活動評価は、全学共通の実施要項及び学部等の実施要領に基づき、学部長等が行う。教員の活動を教育、研究、社会貢献及び管理・運営の4領域に分類し、それぞれの領域ごとの評価を行う。領域評価の評価基準は、評価対象期間(原則として3年間、研究は5年間)の活動実績について合計ポイントを算出し、5段階で評価を行う。5段階の評語に対応するポイント及び算出方法は、各学部等の実施要領において領域ごとに定める。
- ・評価項目は、全学共通なものとして、教育(学生による授業評価、シラバスの評価、教育の負担と貢献、教育貢献に対する自己評価)、研究、社会貢献(教育活動、研究活動、地域社会・国際活動)及び管理・運営(全学及び学部等の委員会等活動、学生の生活指導等に関わる活動、学生の就職に関わる活動、学生確保に関わるリクルート活動)。
- ・評価細目については、各学部等が、実施要領において評価項目ごとに設定する。

(評価結果の活用)

- ・学長及び学部長等は、特に高い評価を受けた教員に対して、その活動の一層の向上を促すための適切な措置をとる。
- ・学部長等は、特に低い評価を受けた教員に対して、その活動の改善について適切な指導を行う。
- ・前項の指導を受けた教員は、個人活動評価の結果を踏まえて次期の活動改善計画書を作成し、学部長等に提出する。
- ・学長及び学部長等は、個人活動評価の結果を大学及び学部等の教育・研究等の改善に役立てる。

- ・ただし、現在個人活動評価試行中のため具体的な策は検討中。

(評価の特徴)

- ・最低限の評価ルール及び評価項目を全学的に定め、あとは各部局の特性に応じて定めている。
- ・4つの領域(教育、研究、社会貢献、管理・運営)ごとに評価は行うが、総合的な評価は行っていない。
- ・数量化及びポイント制については、各部局が自由に定められるように制度設計しているが、うまくいっている学部は少ない。(法学部が比較的うまくいった。教員数が30名程度と小規模であるため、評価方法について事前に徹底的に議論したことがうまくいった原因と分析。)ポイント化される仕事しかしないようになる現象にどう対応するかが問題。様々な仕事を考慮すると評価細目が細分化してしまい評価疲れの原因となってしまう。今後は、目標達成度を中心として評価するよう考えているが、いずれにしても、それを補完するものとしてある程度のデータを収集することが必要。
- ・評価者と被評価者の信頼関係が重要との認識のもと、意見の申し立てができるような仕組みを構築している。
- ・評価結果は、個人情報として取り扱い、公表はしていない。その個人のみ伝えていく。

事務系職員の個人業績評価

- ・導入に向け検討を進めているところ。

課題評価

(評価方法：

評価軸、項目、基準、指標、評価軸の重み付け、評価者の構成等)

(資料11：41/47ページ、資料12：45/47ページ)

- ・部局横断的又は特化された研究として、「生命科学」、「自然科学」、「人文社会科学」及び「学際・複合・新領域」の4領域で熊本大学が重点的に支援する研究を「拠点形成研究」として推進している。
- ・うち、新たなパラダイムと描けるもので、すでに外部から高い評価を受けている世界最高水準の研究を「拠点形成研究A」、世界最高水準を目指しうる研究を「拠点形成研究B」として、原則5年支援している。

- ・「拠点形成研究 A」は、原則として外部資金を導入していることが前提。学問領域ごとに 1～2 件、合計 5 件程度選定。成果を踏まえ、研究センター、大学院専攻等への組織化を検討。研究推進のための環境として、人、資金及びスペースの支援を受ける。拠点リーダー及びサブリーダーは研究推進に専念できるよう、学内業務等の軽減措置を受けることができる。
- ・「拠点形成研究 B」については、学問領域ごとに 1～5 件、合計 10 件程度選定。
- ・研究推進本部において、拠点形成研究について毎年度報告会を開催し、進捗状況について把握するとともに、必要に応じて指導助言。研究戦略会議において、拠点形成研究に関する中間評価及び最終評価を実施。書面審査及びヒアリングによる審査。

（評価結果の活用）

- ・研究戦略会議の中間評価においては、研究推進本部員及び外部評価等の意見を踏まえ、拠点形成研究の継続又は中止若しくは支援の拡大又は縮小を決定。
- ・最終評価においては、研究推進本部員及び外部評価等の意見を踏まえ、拠点形成研究の継続又は中止及び研究センターや大学院専攻の設置等、拠点形成研究のその後の取扱いについて方策を決定し学長に提案。

（評価の特徴）

評価委員に、学外の有識者を入れていること。今回は、人文社会学分野に新聞社の常務取締役、自然科学分野に高等専門学校の校長及び生命科学分野に私立大学の学長の計 3 名を学外評価委員に選任した。

《評価について特徴的な意見》

- ・学内競争的資金の評価（審査）においては、全く異なる分野の教員が評価しているケースがあり、適切な評価者選定について工夫する必要がある。
- ・大学の中期計画と部局の計画の整合性で、十分にすり合わせを行うことが必要。
- ・評価を導入して、毎年の仕事の確認やよい意味で緊張感がでてきたことはプラスだが、短期的な視点の研究になる傾向がある。あくまでも評価は改善に向けての建設的意見が重要で、自己評価がまず重

要。

- ・米国においては、すべての人を評価しているわけではなく、抽出するなどして工夫をしている。個人業績評価は、一緒に働く人や直属の上司によって評価されることが基本。
- ・プロジェクト研究においては、長期的なスパンの評価を行えば十分ではないか。

5. 評価活動に関する今後の展望と課題

平成16年4月の国立大学法人移行前は、大学設置基準による自己点検・評価を行うことが求められていたに過ぎなかったが、法人化後は、学校教育法による自己点検・評価を行うことに加え、各認証評価機関が設定した評価基準に基づき、大学として教育研究等の総合的状況について、評価を受けることや専門職大学院（法科大学院）の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況についても評価を受けることが義務付けられた。また、独立行政法人通則法により、各国立大学が設定した中期目標・中期計画について、各事業年度による業務の実績と中期目標期間における業務の実績について、国立大学法人評価委員会の評価を受けることが義務付けられた。

本学は、さまざまな評価に対応していくために、評価体制の整備を行うとともに大学評価に関する基本方針を定め、「大学における教育、研究及び社会貢献、国際交流等の活動について点検・評価することにより、その活動の一層の活性化を促すとともに、教育・研究等の改善に反映させ、本学の社会的責任を果たすこと」を目的とし、また、認証評価への対応も併せて組織評価及び個人活動評価を実施することとしている。これらの評価の実施にあたって、教職員の評価への共通理解と啓発を図っていくとともに評価に必要なデータを蓄積するデータシステムの構築が課題となっている。

法人化後、国立大学を取り巻く環境は急速に変化している。社会からは、大学に対して、教育、研究を通じた社会貢献に関する活動の一層の向上が求められており、本学としては、自己点検・評価を通して教職員の意識を向上させることにより社会的責任を果たすことができると考える。

大学は、教育研究が本務であり、その最大の享受者である学生に対して満足できるサービスを提供していくことを忘れてはならない。

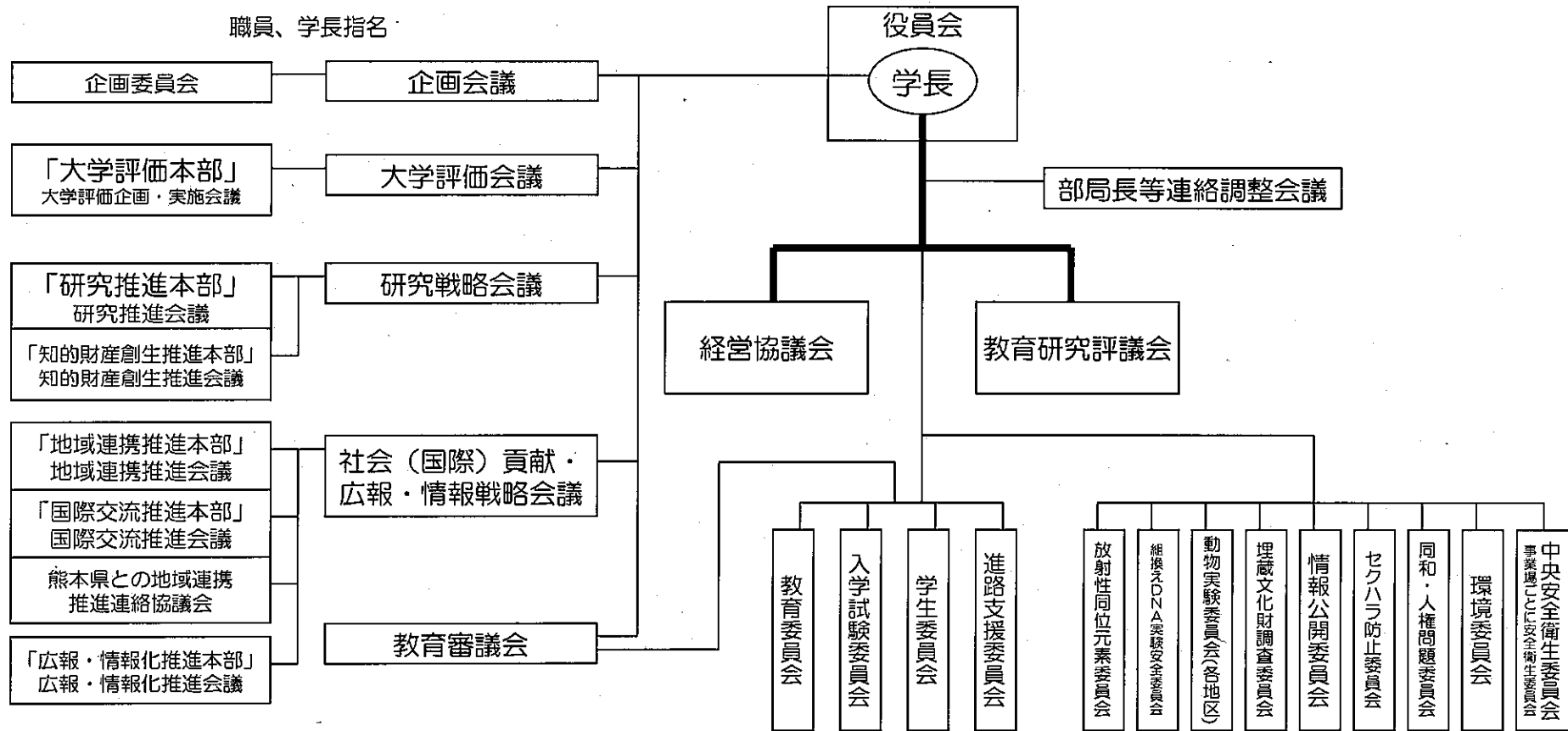
戦略的な施策作りを行う会議

(目的) 戦略的な施策作り及び執行を行う。

(構成) 戦略会議等：学長、関係理事、部局長代表者（若干名）、事務局長、関係事務職員、学長指名

推進会議等：関係理事、部局代表（評議員）、関係事務職員、学長指名

管理運営体制図（委員会等の編成）



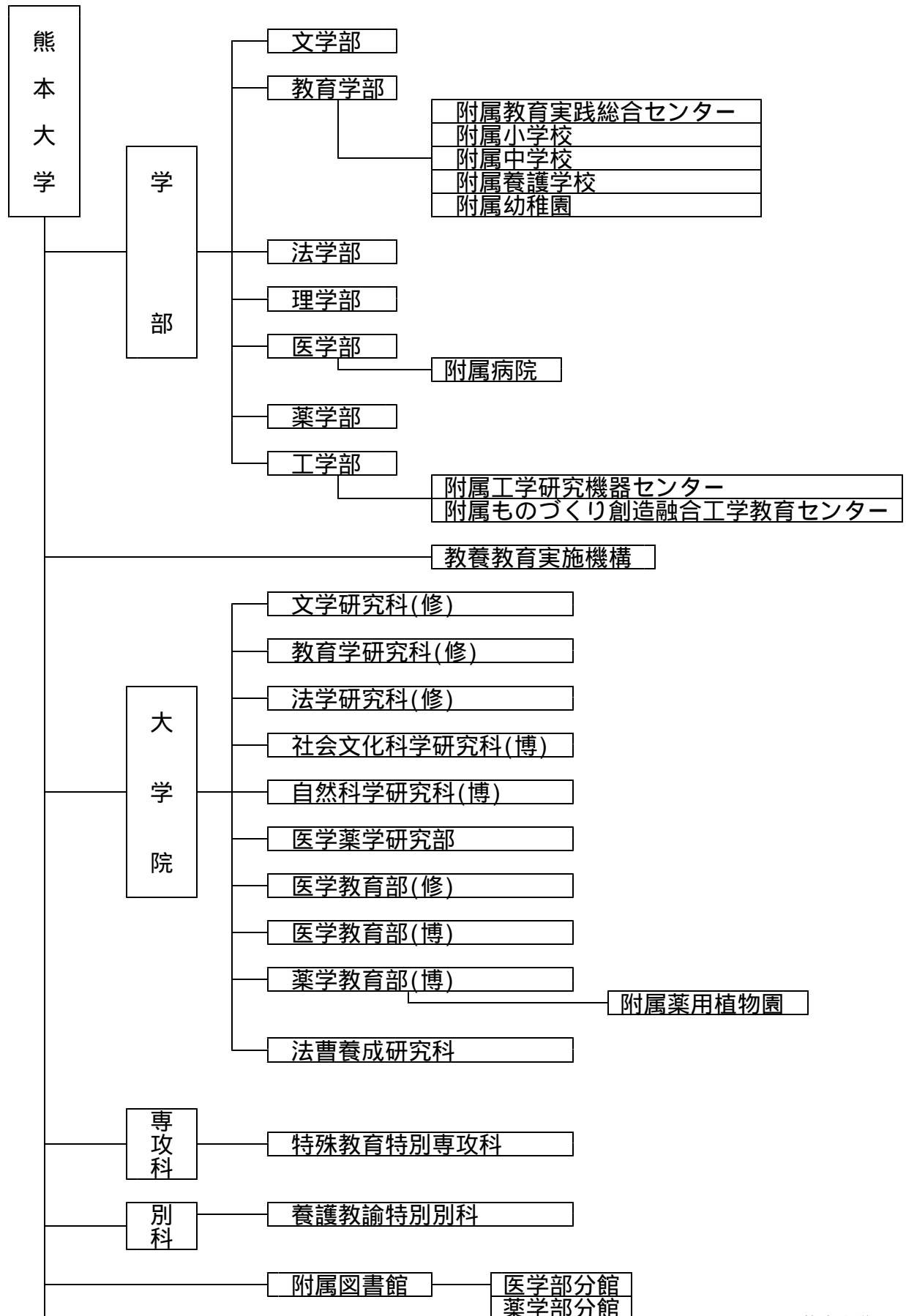
教学に関する委員会

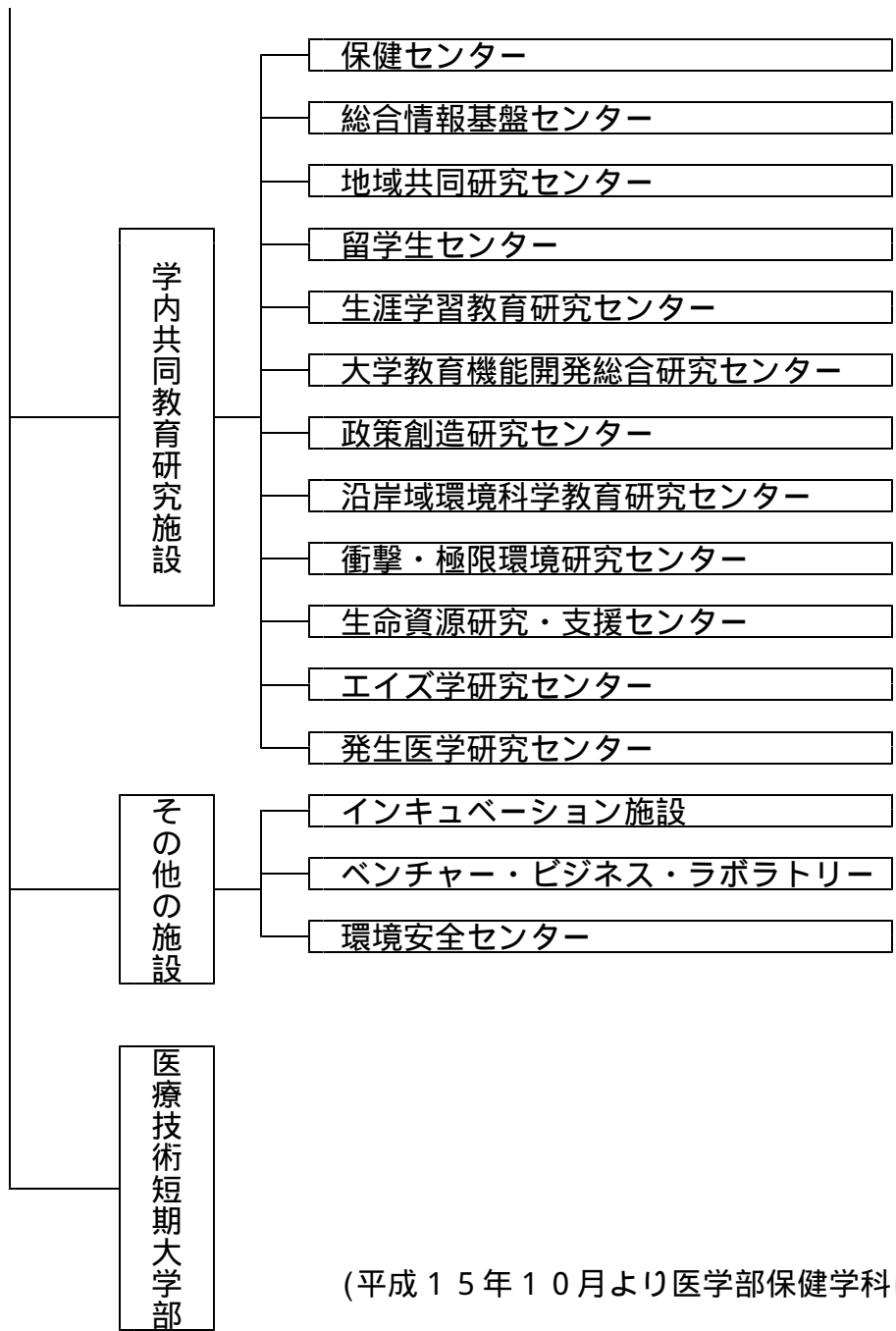
目的：担当理事（副学長）が中心となり、学長と連携をとりつつ、機動的に企画立案、執行を行う。
 構成：関係理事、部局選出委員、関係事務職員、委員長（副学長）指名

管理運営上必要な委員会

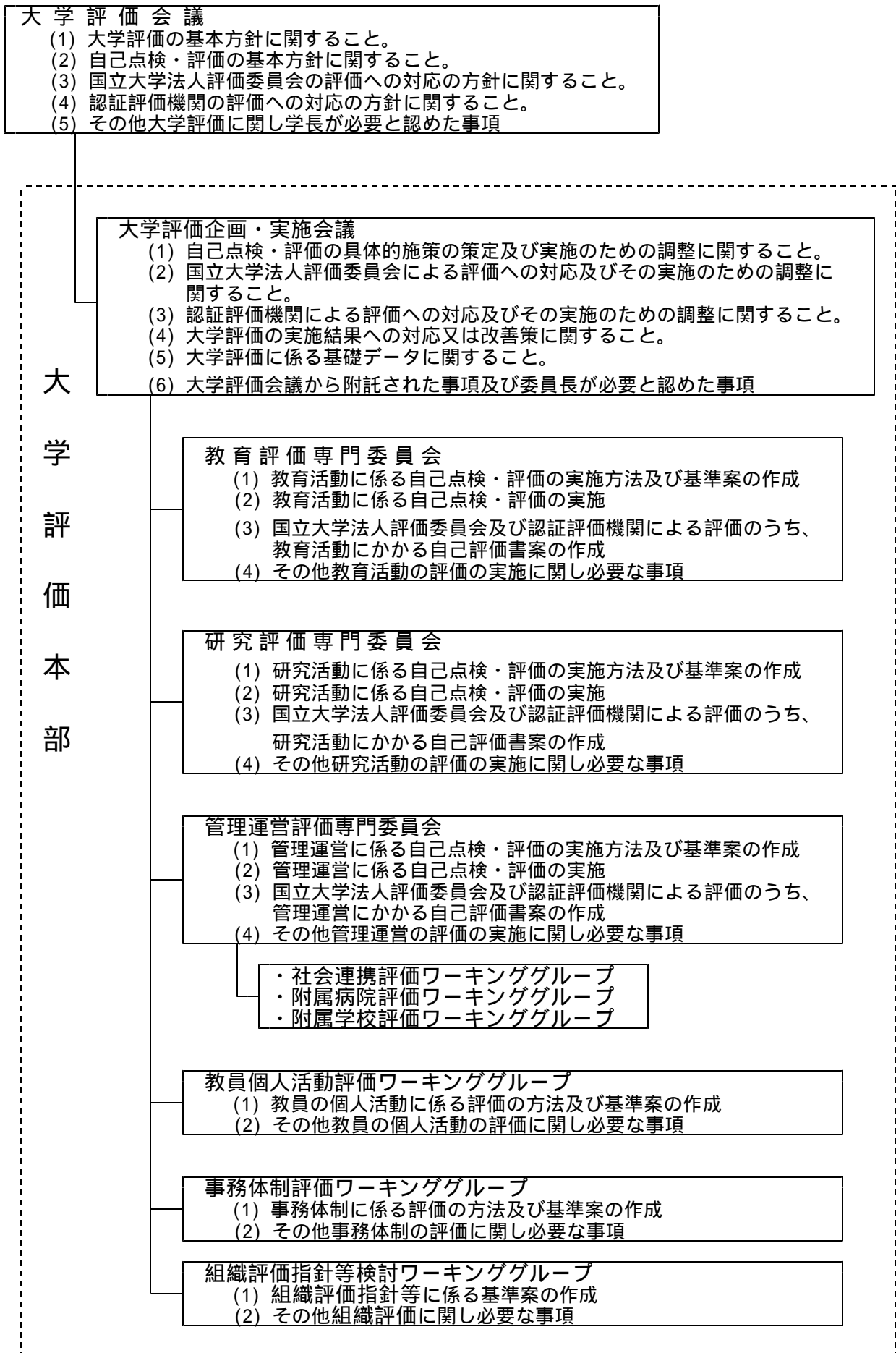
目的：管理運営上必要な実務を行う。
 構成：関係理事又は部局長、部局選出委員、関係教職員
 （現在ある委員会は、現行の構成を基本とする）

熊本大学教育研究組織図





国立大学法人熊本大学大学評価会議等組織一覧



資料 4

国立大学法人熊本大学大学評価会議規則

(設置)

第1条 国立大学法人熊本大学法人基本規則(平成16年4月1日制定。以下「規則」という。)第29条第1項の規定に基づき、国立大学法人熊本大学(以下「本学」という。)に、国立大学法人熊本大学大学評価会議(以下「大学評価会議」という。)を置く。

(組織)

第2条 大学評価会議は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
 - (2) 学長が指名する理事 3人
 - (3) 規則第27条第1項第3号に定める教育研究評議会評議員のうちから、人文社会科学系、自然科学系及び生命科学系の各分野ごとに学長が指名するもの 各1人
 - (4) 事務局長
 - (5) 総務部長
 - (6) その他学長が必要と認めた者
- 2 前項第6号の委員は、学長が委嘱する。
- 3 第1項第6号の委員の任期は、学長が委嘱の都度定めるものとし、再任を妨げない。

(任務)

第3条 大学評価会議は、次に掲げる事項について、企画立案を行う。

- (1) 大学評価の基本方針に関すること。
- (2) 自己点検・評価の基本方針に関すること。
- (3) 国立大学法人評価委員会の評価への対応の方針に関すること。
- (4) 認証評価機関の評価への対応の方針に関すること。
- (5) その他大学評価に関し学長が必要と認めた事項

(議長)

第4条 大学評価会議に、議長を置き、学長をもって充てる。

- 2 議長は、大学評価会議を主宰する。
- 3 議長に事故があるときは、第2条第1項第2号の理事のうちから、議長があらかじめ指名するものがその職務を代行する。

(定足数)

第5条 大学評価会議は、委員の3分の2以上の出席によって成立する。

(意見の聴取)

第6条 議長は、必要があるときは、委員以外の者を大学評価会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(事務)

第7条 大学評価会議の事務は、総合企画室が総合的に調整し、総務部評価課において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、大学評価会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

資料 5

国立大学法人熊本大学大学評価本部規則

(設置)

第1条 国立大学法人熊本大学大学評価会議において策定された基本方針に基づき、大学評価の実施等を行うため、国立大学法人熊本大学大学評価本部(以下「本部」という。)を置く。

(組織)

第2条 本部は、次に掲げる本部員をもって組織する。

- (1) 学長が指名する理事 1人
- (2) 第5条第1項第3号から第8号までに掲げる者並びに財務部長及び施設部長
- (3) 第10条第1項の規定に基づき置かれる専門委員会及びワーキンググループの委員(前2号及び第5条第1項第2号に掲げる者を除く。)
- (4) その他学長が必要と認めた者

(本部長)

第3条 本部に、本部長を置き、前条第1号の理事をもって充てる。

2 本部長に事故があるときは、本部長があらかじめ指名する本部員がその職務を代行する。

(大学評価企画・実施会議)

第4条 本部に、大学評価企画・実施会議(以下「企画・実施会議」という。)を置く。

第5条 企画・実施会議は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 本部長
- (2) 学長が指名する理事 2人
- (3) 各学部(医学部及び薬学部を除く。)、社会文化科学研究科、自然科学研究科、法曹養成研究科及び医学部附属病院から選出された教育研究評議会評議員 各1人
- (4) 医学薬学研究部から選出された教育研究評議会評議員 2人
- (5) 総合情報基盤センター及び大学教育機能開発総合研究センターの専任の教授 各1人
- (6) 総務部長
- (7) 総務部評価課長
- (8) その他学長が必要と認めた者

2 前項第5号及び第8号の委員は、学長が委嘱する。

3 第1項第5号の委員の任期は2年とし、同項第8号の委員の任期は学長が委嘱の都度定めるものとし、それぞれ再任を妨げない。

4 第1項第5号の委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

第6条 企画・実施会議は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 自己点検・評価の具体的施策の策定及び実施のための調整に関すること。
- (2) 国立大学法人評価委員会による評価への対応及びその実施のための調整に関すること。
- (3) 認証評価機関による評価への対応及びその実施のための調整に関すること。
- (4) 大学評価の実施結果への対応又は改善策に関すること。
- (5) 大学評価に係る基礎データに関すること。
- (6) 大学評価会議から附託された事項及び委員長が必要と認めた事項

第7条 企画・実施会議に、委員長を置き、本部長をもって充てる。

2 委員長は、企画・実施会議を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、第5条第1項第2号の理事のうちから、委員長があらかじめ指名するものがその職務を代行する。

第8条 企画・実施会議は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2 企画・実施会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第9条 委員長は、必要があるときは、委員以外の者を大学評価企画・実施会議に出席させ、意見を聴くことができる。

第10条 大学評価企画・実施会議に、専門委員会及びワーキンググループを置くことができる。

2 専門委員会及びワーキンググループに関し必要な事項は、別に定める。

(連絡会)

第11条 本部に、本部の運営を円滑に行うため、連絡会を置く。

2 連絡会に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

(事務)

第12条 本部及び企画・実施会議の事務は、総務部評価課において処理する。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、本部及び企画・実施会議の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

資料 6

国立大学法人熊本大学大学評価企画・実施会議専門委員会等細則

(設置)

第1条 国立大学法人熊本大学大学評価本部規則(平成16年4月1日制定)第10条第1項の規定に基づき、国立大学法人熊本大学大学評価企画・実施会議(以下「企画・実施会議」という。)に、次に掲げる専門委員会及びワーキンググループ(以下「専門委員会等」という。)を置く。

- (1) 教育評価専門委員会
- (2) 研究評価専門委員会
- (3) 管理運営評価専門委員会
- (4) 教員個人活動評価ワーキンググループ
- (5) 事務体制評価ワーキンググループ

(組織)

第2条 企画・実施会議の委員(総務部評価課長を除く。)は、前条第1号から第3号までの専門委員会のいずれかに属するものとする。

- 2 教員個人活動評価ワーキンググループは、企画・実施会議の委員のうちから企画・実施会議委員長が指名するもの及び学長が指名する者をもって組織する。
- 3 事務体制評価ワーキンググループは、国立大学法人熊本大学事務協議会から推薦された者をもって組織する。
- 4 専門委員会等は、必要に応じて、各学部等から選出された者を委員に加えることができるものとする。
- 5 第2項に定める学長が指名する者の任期は、学長がその都度定めるものとし、前項の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 6 第4項の委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

(任務)

第3条 各専門委員会等の任務は、次の表のとおりとする。

名称	任 務
教育評価専門委員会	(1) 教育活動に係る自己点検・評価の実施方法及び基準案の作成 (2) 教育活動に係る自己点検・評価の実施 (3) 国立大学法人評価委員会及び認証評価機関による評価のうち、教育活動に係る自己評価書案の作成 (4) その他教育活動の評価の実施に関し必要な事項
研究評価専門委員会	(1) 研究活動に係る自己点検・評価の実施方法及び基準案の作成 (2) 研究活動に係る自己点検・評価の実施 (3) 国立大学法人評価委員会及び認証評価機関による評価のうち、研究活動に係る自己評価書案の作成 (4) その他研究活動の評価の実施に関し必要な事項
管理運営評価専門委員会	(1) 管理運営に係る自己点検・評価の実施方法及び基準案の作成 (2) 管理運営に係る自己点検・評価の実施 (3) 国立大学法人評価委員会及び認証評価機関による評価のうち、管理運営に係る自己評価書案の作成 (4) その他管理運営の評価の実施に関し必要な事項
教員個人活動評価ワーキンググループ	(1) 教員の個人活動に係る評価の方法及び基準案の作成 (2) その他教員の個人活動の評価に関し必要な事項
事務体制評価ワーキンググループ	(1) 事務体制に係る評価の方法及び基準案の作成 (2) その他事務体制の評価に関し必要な事項

(委員長)

第4条 専門委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、企画・実施会議委員長が指名する理事をもって充て、副委員長は、当該委員長が指名する委員をもって充てる。

3 委員長は、専門委員会を招集し、その議長となる。

4 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

(座長)

第5条 ワーキンググループに、座長及び副座長を置く。

2 座長は、企画・実施会議委員長が指名する者をもって充て、副座長は、座長が指名する委員をもって充てる。

3 座長は、ワーキンググループを招集し、その議長となる。

4 座長に事故があるときは、副座長がその職務を代行する。

(意見の聴取)

第6条 委員長又は座長は、必要があるときは、委員以外の者を専門委員会等に出席させ、意見を聴くことができる。

(事務)

第7条 専門委員会等の事務は、関係各課の協力を得て、総務部評価課において処理する。

(雑則)

第8条 この細則に定めるもののほか、専門委員会等の運営に関し必要な事項は、委員長又は座長がそれぞれ別に定める。

附 則

1 この細則は、平成16年4月22日から施行する。

2 この細則施行後、最初に選出される第2条第4項の委員の任期は、同条第5項の規定にかかわらず、平成18年3月31日までとする。

資料 7

教育の成果の検証システムと関連情報の集積

2005年3月14日

本学の学士課程（教養教育，専門教育）および大学院における教員の授業の成果を年度ごとに検証・評価し，継続的に改善し，教育の質の向上を図っていくために，「個々の授業における成果の検証・評価と改善のためのシステム」を構築する。

また，各部署等における年度ごとまたは3年ごとの検証システムとして，「各部署等における教育プログラムの検証・評価と改善のためのシステム」を構築する。

1 個々の授業における成果の検証・評価と改善のためのシステム

個々の授業実践について，学生アンケートを実施し，その結果を集計し分析する方法によって，授業の評価を行うとともに，それに基づいた自己評価（学生アンケートの結果に対するコメントなど）を担当教員が行う。さらに，担当教員は，シラバスで設定した授業目標に対する受講学生の達成状況について検証・評価（成績評価の結果に対するコメントなど）を行う。そのさい，成績評価の妥当性についても検討する。そのうえで，次年度以降における授業改善の方策を検討する。

以上の点について，授業実施報告書にまとめる。その後に，教育単位でFD活動を行い，教育単位内におけるそれぞれの授業の改善をすすめ，教育の質の向上を図っていく。

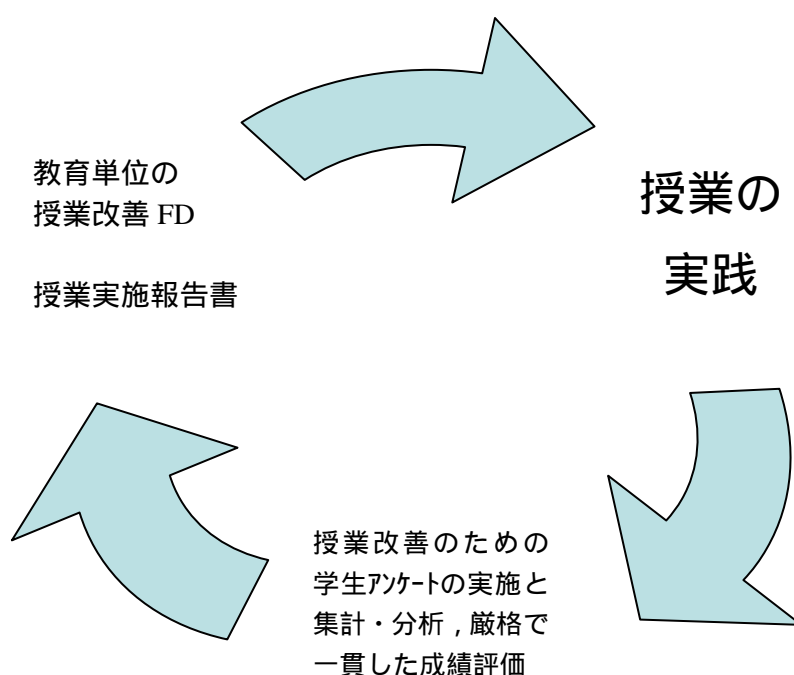


図1 個々の授業における成果の検証・評価と改善のためのPDSサイクル

集積する必要のあるデータ（年度ごと）

[]内は、データを集積する責任のある主体を示し、/の後は、データが集積される場所を示す。ただし、SはSOSEKI、WはWebCTを表す。

の右は、本学の「中期計画」 -1との対応を示す。

の右は、大学評価・学位授与機構による認証評価の基準との対応を示す。

[各教員(教育単位)/S] シラバス

(1)-8)- ; (2)-6)- 9-1- , 9-2- ; 5-3- , 5-7-

[各教員/各部局等(紙,W)] 授業で使用した教材(プリント, PowerPointのファイル等を含む)

(2)-2)- , 3)- , 5)- 5-1- , 5-4-

[各教員(教育単位)/W] 「授業改善のための学生アンケート」調査

(1)-8)- 6-1- , 9-1-

[各教員(教育単位)/W()] 授業担当教員によるアンケート結果の分析および授業改善の方策

(1)-8)- ; (2)-6)- 6-1- , 9-1- ; 5-3- , 5-7-

[各教員/S] 厳格で一貫した成績評価の実施状況 1(個々の授業についての成績評価結果)

(2)-6)- 5-3- , 5-7-

[各教員/各部局等] 厳格で一貫した成績評価の実施状況 2(単位(可)を認定したボーダーラインの学生1名についての成績評価の判断材料(試験答案など)

(2)-6)- 5-3- , 5-7-

[教育単位/各部局等の教務企画係(教養教育係)] 教育単位ごとの成績評価基準(厳格で一貫した成績評価の実施に関するガイドライン)

(2)-6)- 5-3- , 5-7-

[教育単位/各部局等] 教育単位ごとの授業科目群についての検討結果(FD活動)

(1)-8)- 9-1- , 9-2- , 6-1-

[各教員(教育単位)/各部局等(S)] 授業担当教員のFD活動状況(とくに参加状況のSOSEKI入力)

(1)-8)- ; (2)-5)- ; (3)-6)- 9-1- , 9-2-

その他

2 各部局等における教育プログラムの検証・評価と改善のためのシステム

各部局等(教養教育実施機構,各学部,各研究科)は,1をふまえて,年度ごとに,または3年ごとに,開講授業科目群の成果についての検証・評価を行い,開講授業科目群の改善をすすめていく。そして,各部局等の教育目標に応じた教育プログラムについて,その成果を3年ごとに検証・評価して,改善すべき問題点を抽出する。そのうえで,教育プログラムを改善していく,あるいは,新たな教育プログラムを開発して実施する。こうして,各部局等における教育の質をよりいっそう向上させていく。なお,教育プログラムの検証・評価や問題点抽出は,入学者・進学者に関する情報,卒業生・修了生の進路に関する情報,社会の要請や産業構造の変化に関する情報などをも含めて,総合的に勘案して行うものとする。

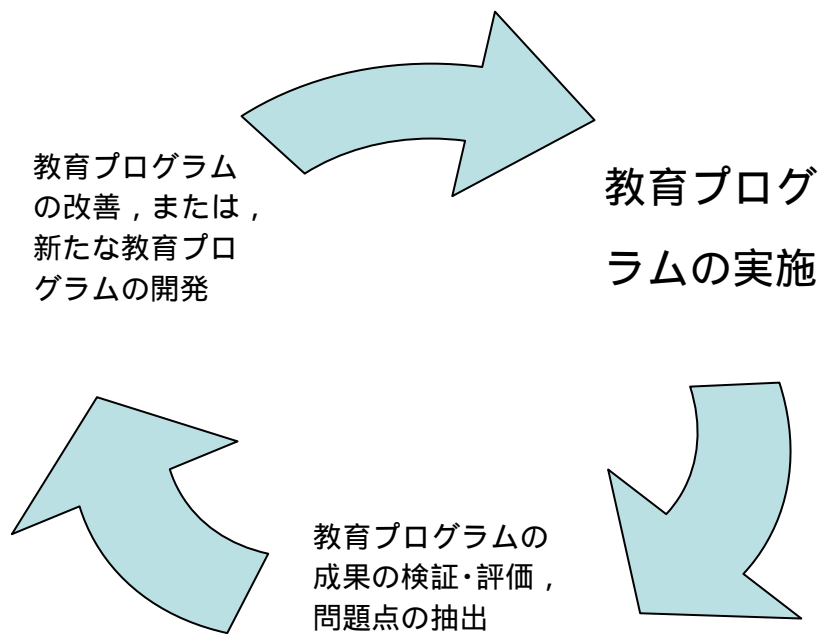


図2 教育プログラムの検証・評価と改善のためのPDSサイクル

集積する必要のあるデータ

[]内は，データを集積する責任のある主体を示し，/の後は，データが集積される場所を示す。ただし，SはSOSEKI，WはWebCT，教委は教育委員会，基セは基礎セミナーを表す。

の右は，本学の「中期計画」 -1との対応を示す。

の右は，大学評価・学位授与機構による認証評価の基準との対応を示す。

(1) 年度ごとに集積する必要のあるデータ

[入試委，各部局等の教務委等 / 学務部入試課] 高校生への周知の状況（オープンキャンパス，学外進学説明会など）

(2)-1)- 4-1-

[各部局等 / 学務部入試課，S] 入学者・進学者に関する情報（学科別・専修別の志願者数・合格者数，出身高校・大学，社会人学生，留学生など）

(1)-3)- ; (2)-1)- 6-1- ; 4-1, 2

[各部局等 / 各部局等] 『学生便覧』(『履修案内』，『教養教育の案内』)

(1)-2), 3)- , 4), 5), 7)- ; (2)-2)- , 3)- , 5)-

6-1- , 9-1- , 9-2- ;

5-1- , 5-2- , 5-4- , 5-5-

[教委，各部局等の教務委 / 各部局等の教務企画係(教養教育係)] シラバス作成に関する規則

(2)-2)- , 3)- , 5)- , 6)- 5-2- , 5-5-

[教養教育実施機構 / 『大学教育年報』，教養教育実施会議の配付資料(基セのアンケート + FD)] 転換教育の実施状況およびその成果

(2)-2)- 5-1- , 5-2- , 6-1-

[進路支援委，各等局等 / 学務部キャリア支援課，各等局等の進路支援委等の配付資料(S)]
キャリア教育・体験型授業（インターンシップを含む）の実施状況

(1)-7)- ; (2)-5)- 5-1- , 5-2- , 5-5- , 6-1-

[各等局等 / CALL など] 英語による討論・プレゼンテーションの基礎能力育成の状況（とくに CALL 教育などの英語教育の進展・充実状況）

(2)-2)- 5-1- , 5-2-

[教育単位，各等局等の教務委等 / CALL など] 外部試験を用いた教育の成果（TOEIC - IP テストのデータなど）

(1)-8)- 9-1-

[教委・国際交流委 / EDB] 国際的教育の実施状況（海外派遣状況，英語による授業実施状況等）

(2)-3)- 5-4- , 5-5-

[教委・国際交流委 / 学術研究協力部国際課，各等局の教務企画係] 単位互換枠の拡大状況（単位互換協定，単位認定数一覧など）

(2)-2)- 5-1-

[教育単位，各等局(学部) / S および各等局(学部)] 卒業認定の状況（卒業認定基準，卒業認定をした学生の成績，卒業論文等）

(1)-3)- , 8)- ; (2)-2)- , 6)-

6-1- , 9-1- , 9-2- ; 5-1- , 5-3-

[教育単位，各等局(大学院) / S および各等局(大学院)] 修了認定の状況（修了認定基準，修了認定をした学生の成績，修士論文・博士論文等）

(1)- 4), 5), 8)- ; (2)-3)- , 6)-

6-1- , 9-1- , 9-2- ; 5-4- , 5-7-

[教育単位，各等局(大学院) / 各等局(大学院)] 修士論文・博士論文の指導の状況（指導体制，審査体制・審査基準等）

(1)- 4), 5), 8)- ; (2)-6)-

6-1- , 9-1- , 9-2- ; 5-6- , 5-7-

[各等局の教務委・学生委 / 各等局の教務企画係(S)] 卒業時・修了時における成績優秀者等の状況

(2)-6)- 7-2

[各等局等の教務委 / 各等局等] TA 制度の運用状況および任用実績

(2)-5)- 5-2- , 5-5- , 5-6-

[各等局等の教務委・学生委 / 各等局等] クラス担任，チューター，履修指導担当教員の配置状況

(4)-1)- 7-1-

[各等局等の教務委・学生委 / 各等局等] 学習相談や履修指導，オフィスアワー等の実施状況

(4)-1)- 7-1-

[各等局等の教務委・学生委・留学生委等 / 各等局等] 特別な支援を要する者（社会人学生・留学生等）への学習支援の実施状況

(4)-6)- 7-1-

[留学生委，各等局等の教務委・学生委・留学生委等 / 学術研究協力部国際課，各等局の教務企画係] 社会人学生・留学生の学習環境の整備状況

- (4)-6)- 7-1-
- [各部局等の教務委・学生委 / S および各部局等]** 退学者，休学者，留年者，転部・転科の学生，不登校の学生，成績不振者などの実態（それぞれの人数，理由，修得単位を含む），および，その対処の方針・実施状況
- (4)-2)- 7-1-
- 21 **[各部局(大学院) / 学務部キャリア支援課，各部局の教務企画係]** 大学院進学 of 拡充の実施状況
- (1)-2)- 6-1-
- 22 **[教育単位，各部局の進路支援委等 / S]** 卒業生・修了生の進路状況
- (1)-3)- ， 4)， 5)；(4)-3)- 6-1- ， 9-1- ； 7-3-
- 23 **[教委，各部局等 / 教委，各部局等(S の GPA)]** 学生に対するインセンティブ付与の実施状況（学業成績優秀者に対する表彰等）
- (2)-6)- 7-2
- 24 **[教委，各部局等 / 教委，各部局等]** 授業の優れた教員に対する表彰の計画や実施状況
- (3)-6)- 3-2-
- 25 **[教委，各部局等 / 教委，各部局等]** 『FD 活動実施報告書』
- (1)-8)- ；(2)-5)- ；(3)-6)- 6-1- ， 9-1- ， 9-2-
- 26 **[教委・学生委・進路支援委等，各部局等 / 学務部教務課，各部局の総務係(教務企画係)]** 教育の状況を評価するための委員会等，その評価の結果を改善に結び付けるための委員会等の取組状況（組織体制，議事録等）
- (1)-8)- ，(3)-6)- 6-1- ， 9-1-
- 27 その他

(2) 3年ごとに集積する必要のあるデータ

[各部局等 / EDB] 教育の成果に関する教員へのアンケート等の調査

(1)-7)- ；(2)-2)- ， 3)- ， 5)- ， 6)-
5-1- ， 5-2- ， 5-3- ， 5-4- ， 5-5- ， 5-6- ， 5-7- ， 9-2-

[教委，学務部キャリア支援課（同窓会） / EDB] 教育の成果に関する卒業生・修了生や就職先等へのアンケート等の調査

(1)-2)， 3)- ， 4)， 5)， 7)- ；(2)-2)- ， 3)-
6-1- ， 9-1- ， 9-2- ；
5-1- ， 5-2- ， 5-4- ， 5-5- ， 5-6-

[各部局等 / EDB ()] 学習環境の整備計画および整備状況(個人学習や遠隔授業実施の環境を含む)

(4)-1)- 7-2-

[各部局等 / 各部局等の教務企画係(教養教育係)] 講義室・学習室等の整備状況

(3)-4)- 8-1-

[教育単位，各部局 / EDB (および指導教員)] 卒業生・修了生の活躍の状況（博士（修士）課程修了後の発表論文など）

(1)-3)- ， 4)， 5)， 8)- 6-1- ， 9-1- ， 9-2-

[教委，教養教育実施会議 / 学務部教務課] 教養教育の全学協力体制の強化状況

(3)-2) 2-1- ， 3-1-

その他

大学評価に関する基本方針

平成16年4月12日
大学評価会議

熊本大学における大学評価は、大学評価会議並びに大学評価企画・実施会議及びその下に設置する専門委員会、ワーキンググループが次の基本方針に基づき、学部等と連携して、効果的に実施する。

1 評価の目的

本学における教育、研究及び社会貢献、国際交流等の活動について点検・評価することにより、その活動の一層の活性化を促すとともに、教育・研究等の改善に反映させ、本学の社会的責任を果たすことを目的とする。

2 評価の種類及び単位

- (1) 大学評価は、自己点検・評価及び第三者評価とし、当該評価は、大学を単位として又は学部等を単位として実施する。
- (2) 自己点検・評価は、組織評価及び個人活動評価とする。

3 大学を単位とする評価の実施

- (1) 自己点検・評価は、学部等が実施した組織評価に基づき原則として3年ごとに実施する。
- (2) 第三者評価は、定時又は随時に実施する。

4 学部等を単位とする評価の実施

- (1) 自己点検・評価は、組織評価又は個人活動評価により原則として3年ごとに実施する。
- (2) 第三者評価（機関別認証評価、専門分野別認証評価等）は、定時又は随時に実施する。

5 評価に係る組織の役割

- (1) 大学評価会議
大学評価会議は、大学の基本方針を策定する。
- (2) 大学評価企画・実施会議
大学評価企画・実施会議は、大学評価会議の策定した基本方針に基づき、評価の実施方策を策定するとともにその実施に当たる。
- (3) 学部等における評価の委員会
学部等における評価を担当する委員会は、大学評価企画・実施会議と連携して、各学部等における評価の実施に当たる。

6 評価結果の公表

大学評価の結果の公表は、刊行物への掲載やインターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によることとし、その具体的な内容及び手段は大学評価企画・実施会議において定める。

7 事務体制評価

事務体制の評価は、組織評価及び個人評価とする。
具体的な実施方策については、事務協議会及び事務体制評価ワーキンググループにおいて、別途検討し策定する。

資料 9

熊本大学における教員の個人活動評価指針

平成16年 6月24日
大学評価会議

第1 目的

この指針は、熊本大学（以下「本学」という。）における教員個人の活動状況を点検・評価（以下「個人活動評価」という。）し、その活動の一層の活性化を促すことにより、本学の教育、研究等の向上を図ることを目的とする。

第2 評価の対象

個人活動評価の対象となる教員は、本学の教授、助教授、専任講師及び助手とする。ただし、在職期間3年未満の者は、本評価の対象から除くことができる。

第3 評価基準及び評価項目

- 1 学長は、個人活動評価における評価基準、評価項目等の基本事項について、全学共通の実施要項を定める。
- 2 学部長等は、全学共通の実施要項を踏まえ、学部等の特性を考慮して実施要領を定める。

第4 評価の方法

- 1 個人活動評価は、全学共通の実施要項及び学部等の実施要領に基づき、学部長等が行う。
- 2 個人活動評価は、教員の活動を教育、研究、社会貢献及び管理・運営の4領域に分類し、それぞれの領域ごとの評価により行う。

第5 評価の実施

- 1 個人活動評価は、原則として3年に1度行う。
- 2 個人活動評価の資料は、原則として、過去3年分（研究活動は過去5年分）について各教員が所定の様式により作成する。
- 3 学部長等は、個人活動評価を実施し、その結果を個人活動評価書として各教員へ通知するとともに、個人活動評価報告書としてまとめ、学長へ提出する。ただし、個人活動評価の実施に当たっては、各教員及び各学部等の諸事情を考慮する。

第6 意見の聴取

学部長等は、必要に応じて、評価される教員の意見を聴取する機会を設けるように配慮するとともに、教員から評価結果について意見の申立てがあったときは、速やかに意見を聴取しなければならない。

第7 評価に係る組織の役割

- 1 各学部等の評価委員会は、学部長等の要請を受けて、学部等における個人活動評価の実施要領を策定し、個人活動評価を実施する。
- 2 大学評価企画・実施会議は、各学部等で実施した個人活動評価の結果について分析・検証を行う。

第8 評価結果の利用

- 1 学長及び学部長等は、特に高い評価を受けた教員に対して、その活動の一層の向上を促すための適切な措置をとる。
- 2 学部長等は、特に低い評価を受けた教員に対して、その活動の改善について適切な指導を行う。
- 3 前項の指導を受けた教員は、個人活動評価の結果を踏まえて次期の活動改善計画書を作成し、学部長等に提出する。
- 4 学長及び学部長等は、個人活動評価の結果を本学及び学部等の教育、研究等の改善に役立てるものとする。

第9 評価結果の公表等

個人活動評価書及び評価資料は、個人情報として取り扱い、公表しない。

教員の個人活動評価実施要項

平成16年 6月22日
大学評価企画・実施会議

第1 趣旨

この実施要項は、「熊本大学における教員の個人活動評価指針」に基づく教員の個人活動評価（以下「個人活動評価」という。）の実施に関し、評価基準、評価項目、評価資料及び評価の実施手順等の必要な事項を定める。

第2 評価基準

教育、研究、社会貢献及び管理・運営の領域ごとの評価（以下「領域評価」という。）の評価基準は、次のとおりとする。

- 1 領域評価は、評価対象期間（原則として3年間、研究は5年間）の活動実績について、合計ポイントを算出し、次の5段階で評価を行う。

評 語
5：極めて高い水準の活動である
4：高い水準の活動である
3：普通の水準の活動である
2：低い水準の活動である
1：極めて低い水準の活動である

- 2 5段階の評語に対応するポイント及び算出方法は、各学部等の実施要領において領域ごとに定める。ただし、「教育」については、別紙1「教員個人活動評価 領域評価「教育」における全学共通事項」のとおりとする。

第3 評価項目等

1 評価項目

評価項目は、次のとおりとする。

- 1) 教育
 - a. 学生による授業評価
 - b. シラバスの評価
 - c. 教育の負担と貢献
 - d. 教育貢献に対する自己評価
- 2) 研究
- 3) 社会貢献
 - a. 教育活動
 - b. 研究活動
 - c. 地域社会・国際活動
- 4) 管理・運営
 - a. 全学及び学部等の委員会等活動
 - b. 学生の生活指導等に関わる活動

- c. 学生の就職に関わる活動
- d. 学生確保に関わるリクルート活動

2 評価細目

各学部等は、実施要領において評価項目ごとに評価細目を設定する。ただし、「教育」については、別紙1「教員個人活動評価 領域評価「教育」における全学共通事項」のとおりとする。

第4 評価資料

教員は、学部長等の指示に従い、S O S E K Iデータ等を活用し、個人活動評価資料を作成する。

第5 評価の実施手順

- 1 教員は、過去3年間（研究活動は過去5年分）の活動状況を基に評価資料を作成し、3月末までに学部長等に提出する。
- 2 学部長等は、学部等の評価委員会に対して、領域評価を実施し、その評価結果を5月末までに報告するよう求める。
- 3 学部長等は、報告を受けた領域評価の結果に基づき、必要に応じ教員から意見を聴取するなど検証の上、所見を記載した個人活動評価書(案)を7月末までに当該教員へ通知する。
- 4 教員は、個人活動評価書(案)について意見があれば、通知日から2週間以内に申立てを行う。
- 5 個人活動評価書(案)に対する意見の申立てがなかった場合は、通知日から2週間後に個人活動評価書が確定するものとする。また、教員から意見の申立てがあったときは、学部長等は申立ての日から4週間以内に当該教員から意見を聴取し、再度検証した上で個人活動評価書を確定し、速やかに当該教員へ通知する。
- 6 学部長等は、学部等の個人活動評価の状況を個人活動評価報告書としてまとめ、9月末までに学長へ報告する。
- 7 学長は、学部長等から提出された個人活動評価報告書を全学的見地から総合的に分析・検証し、その結果を12月末までに学部長等に通知する。
- 8 学部長等は、特に低い評価を受けた教員に対して適切な指導を行う。
- 9 前項の指導を受けた教員は、2月末までに学部長等に次期評価期間における活動改善計画書を提出する。

第6 試行における実施手順

平成16年度の試行においては、「第5 評価の実施手順」にかかわらず、別紙2「教員個人活動評価の平成16年度試行における実施手順」のとおりとする。

[付記] 「評価の実施手順」のなかに「異議の申立て」の項目を置き、「教員は評価の最終結果について異議がある場合、大学評価企画・実施会議に異議を申し立てることができる。」とすべきか否かについて議論した。その結果、個人活動評価の試行の結果をみて、導入の可否について決定することにした。

教員個人活動評価 領域評価「教育」における全学共通事項

領域評価「教育」の実施に当たり、次の評価のポイント及び算出方法を定める。

1 評価基準

教育は、次の5段階で評価を行う。

合計ポイント	評 語
45 p以上	5：極めて高い水準の活動である
35 p以上45 p未満	4：高い水準の活動である
25 p以上35 p未満	3：普通の水準の活動である
15 p以上25 p未満	2：低い水準の活動である
15 p未満	1：極めて低い水準の活動である

2 項目別評価

(1) 学生による授業評価

授業評価調査票(別添参照)の質問項目2～6について、次のように総合平均値を算出する。

質問ごとに回答者全員の回答番号(数値)を合計する。

合計した数値を回答者数で除して平均値を算出する。

各質問項目の平均値を合計し、質問項目数(5)で除して総合平均値を算出する。

総合平均値を次によりポイントに置き換える。

- ・ 4.5以上：50 p
- ・ 4.5未満～3.5以上：40 p
- ・ 3.5未満～2.5以上：30 p
- ・ 2.5未満～1.5以上：20 p
- ・ 1.5未満：10 p

(2) シラバスの評価

(1)で選定した授業のシラバスについて、学部長等及び各学部等の評価委員会が評価し、ポイントを算出する。

- ・ 優秀：50 p
- ・ 優れている：40 p
- ・ 普通：30 p
- ・ やや劣る：20 p
- ・ 劣る：10 p

(3) 教育の負担と貢献(積算するポイントは50 pを上限とする。)

(評価細目ごとのポイントについては、各学部等の実施要領において定める。)

(4) 教育貢献に対する自己評価

各教員から提出された教育貢献の自己評価書に基づき、ポイントを算出する。

教育の貢献については年報データでは読み取れない部分が多いと考えられ、別に各教員にA4 1枚程度の教育貢献自己評価文を提出してもらい評価する。

(教育貢献自己評価文記載内容例：教育に対する負担及び貢献の個人的総括、教育マニュアルや教科書の作成、教育法の開発等)

- ・ 優秀：50 p
- ・ 優れている：40 p
- ・ 普通：30 p
- ・ やや劣る：20 p
- ・ 劣る：10 p

3 合計ポイントの算出方法

評価項目ごとに算出したポイントに、次の係数を乗じて得たポイントの合計を算出する。

- a. 学生による授業評価 ×0.5
- b. シラバスの評価 ×0.1
- c. 教育の負担と貢献 ×0.3
- d. 教育貢献に対する自己評価 ×0.1

資料 10

学部教員の個人活動評価実施要領（例示）

この資料は、教員個人活動評価実施要領を学部等において定める際の参考としていただくものです。本資料においてゴシック体で記載している部分は、全学的共通事項です。明朝体で記載している部分及び枠で示している部分については、各学部等において検討いただき、作成くださるようお願いいたします。

この要領は、「教員の個人活動評価実施要項」に基づき、領域評価を実施する際の必要な事項を定める。

領域評価は、評価対象期間(原則として3年間、研究は5年間)の活動実績について、合計ポイントを算出し、次の5段階で評価を行う。

1 教育

(1) 評価基準

教育は、次の5段階で評価を行う。

合計ポイント	評 語
4.5 p以上	5：極めて高い水準の活動である
3.5 p以上4.5 p未満	4：高い水準の活動である
2.5 p以上3.5 p未満	3：普通の水準の活動である
1.5 p以上2.5 p未満	2：低い水準の活動である
1.5 p未満	1：極めて低い水準の活動である

(2) 項目別評価

評価項目ごと、又は評価細目ごとのポイントは、次により算出する。

1) 学生による授業評価

授業評価調査票の質問項目2～6について、次のように総合平均値を算出する。

質問ごとに回答者全員の回答番号(数値)を合計する。

合計した数値を回答者数で除して平均値を算出する。

各質問項目の平均値を合計し、質問項目数(5)で除して総合平均値を算出する。

総合平均値を次によりポイントに置き換える。

- ・ 4.5以上：50 p
- ・ 4.5未満～3.5以上：40 p
- ・ 3.5未満～2.5以上：30 p
- ・ 2.5未満～1.5以上：20 p
- ・ 1.5未満：10 p

2) シラバスの評価

1) で選定した授業のシラバスについて、学部長等及び各学部等の評価委員会が評価し、ポイントを算出する。

- ・ 優秀 : 50 p
- ・ 優れている : 40 p
- ・ 普通 : 30 p
- ・ やや劣る : 20 p
- ・ 劣る : 10 p

3) 教育の負担と貢献(積算するポイントは50Pを上限とする。)

a. 教養教育及び学部専門教育

過去3年度分の担当授業科目を講義、実験・演習、実習の別に積算した単位数及び卒業論文を指導した学生数について、下記のポイントを算出し、積算する。

積算の対象とする科目と除外する科目(卒業研究など単純な積算が無意味なもの)は各局部で検討する。(注:複数教員で担当する科目については年報データでは不明。各教員が実質担当単位数を算定する必要あり。)

授業負担

- ・ 講義半期1コマにつき : p
- ・ 実験・演習半期1コマにつき : p
- ・ 実習は実験・演習半期1コマと同等の時間数に対し : p
- ・ ゼミナール半期1コマにつき : p

卒業論文指導学生数

- ・ 1人/年につき : p

b. 大学院教育

過去3年度分の大学院教育における担当授業コマ数、修士課程学生数、博士課程学生数、博士課程学位授与審査数(主査の場合のみ)の実績数について、下記のポイントを算出し積算する。

実質開講コマ数

- ・ 講義半期1コマにつき : p
- ・ ゼミナール半期1コマにつき : p

修士学生数

- ・ 1人/年につき : p

博士学生数

- ・ 1人/年につき : p

学位授与学生数

- ・ 1人につき : p

4) 教育貢献に対する自己評価

各教員から提出された教育貢献の自己評価書に基づき、ポイントを算出する。

教育の貢献については年報データでは読み取れない部分が大いと考えられ、別に各教員にA41枚程度の教育貢献自己評価文を提出してもらい評価する。

(教育貢献自己評価文記載内容例:教育に対する負担及び貢献の個人的総括、教育マニュアルや教科書の作成、教育法の開発等)

- ・ 優秀 : 50 p
- ・ 優れている : 40 p
- ・ 普通 : 30 p
- ・ やや劣る : 20 p
- ・ 劣る : 10 p

(3) 合計ポイントの算出方法

評価項目ごとに算出したポイントに、次の係数を乗じて得たポイントの合計を算出する。

- a. 学生による授業評価 ×0.5
- b. シラバスの評価 ×0.1
- c. 教育の負担と貢献 ×0.3
- d. 教育貢献に対する自己評価 ×0.1

2 研究

(1) 評価基準

研究は、次の5段階で評価を行う。

合計ポイント	評 語
<input type="text"/> p 以上	5 : 極めて高い水準の活動である
<input type="text"/> p 以上 <input type="text"/> p 未満	4 : 高い水準の活動である
<input type="text"/> p 以上 <input type="text"/> p 未満	3 : 普通の水準の活動である
<input type="text"/> p 以上 <input type="text"/> p 未満	2 : 低い水準の活動である
<input type="text"/> p 未満	1 : 極めて低い水準の活動である

(2) 項目別評価

評価細目ごとのポイントに、活動の件数を乗じて得たポイントの合計を算出する。

1) 学術活動

- a. 編纂（専門書、辞典、翻訳書など） : p
- b. 専門分野における資料の作成（市場調査、症例、判例の報告も含む。）学術誌・業界誌等への解説記事掲載（書評も含む）
新聞等への解説記事掲載など : p
- c. 学術調査報告 : p
- d. 専門技術・資料等の解説 : p
- e. 専門分野に係る各種資格の取得 : p
- f. 教育法の開発 : p
- g. その他特記すべき活動（部局長に委任された委員会が是非を判定） : p

2) 研究活動

- a. 論文等の発表

原著論文の公表

国際学術雑誌

- ・ 審査制を備えたもの(注1) : p
- ・ 審査制を備えないもの : p

国内学術雑誌

- ・ 審査制を備えたもの : p
- ・ 審査制を備えないもの : p

総説の公表

国際学術雑誌

- ・ 審査制を備えたもの : p
- ・ 審査制を備えないもの : p

国内学術雑誌

- ・ 審査制を備えたもの : p
- ・ 審査制を備えないもの : p

著書による公表(学術専門書、教科書、翻訳書、資料集、
調査報告書、その他)

: p

学内紀要による公表

: p

その他(研究年報等)への公表

: p

b. 学会での講演

国際学会

シンポジウム・ワークショップ : p

一般演題

- ・ 審査制を備えたもの : p
- ・ 審査制を備えないもの : p

国内学会

シンポジウム・ワークショップ : p

一般演題

- ・ 審査制を備えたもの : p
- ・ 審査制を備えないもの : p

その他(他の大学や研究機関等)の招待された専門領域に
関する講演等

: p

c. 芸術活動(展覧会、演奏会、建築コンペティション、作品
発表等)による公表

審査制を備えたもの : p

審査制を備えないもの : p

d. 研究費・芸術文化活動費等の資金の獲得

審査制を備えたもの : p

大学への間接経費を備えたもの : p

- 間接経費がないもの : p
- 審査制を備えないもの : p
- e. 特許・実用新案等（発明）
- 出願（発明者のみ） : p
- 成立（発明者のみ） : p
- f. 学術賞・芸術賞の受賞（論文賞・学会賞等、優秀講演賞等、コンクール賞、その他） : p
- g. COEのメンバーとして参加 : p

注1：領域によっては impact factor などの客観的指数によって掲載誌のレベルを規定し、それを係数として各論文に掛け合わせて評価するという方法を取ることも可能である。

3 社会貢献

(1) 評価基準

社会貢献は、次の5段階で評価を行う。

合計ポイント	評 語
<input type="text"/> p 以上	5 : 極めて高い水準の活動である
<input type="text"/> p 以上 <input type="text"/> p 未満	4 : 高い水準の活動である
<input type="text"/> p 以上 <input type="text"/> p 未満	3 : 普通の水準の活動である
<input type="text"/> p 以上 <input type="text"/> p 未満	2 : 低い水準の活動である
<input type="text"/> p 未満	1 : 極めて低い水準の活動である

(2) 項目別評価

評価細目ごとのポイントに、活動の件数を乗じて得たポイントの合計を算出する。

1) 教育活動

a. 教育を目的とした社会貢献活動

- ・ 公開講座実行委員長 : p
- ・ 公開講座講師 : p
- ・ 出張授業講師 : p

b. 教育に関係した併任・兼業

- ・ 上記以外の併任・兼業 : p
- ・ 非常勤講師 : p

2) 研究活動

a. 学会における役職

1,000名以上の組織（1,000名未満の組織）

- ・ 会長 : p ()
- ・ 副会長 : p ()
- ・ 評議員 : p ()
- ・ 理事 : p ()
- ・ 編集委員長 : p ()

- ・ 編集委員 : p ()
- b. 国内・国際会議等の主催・役職
 - 国際会議 参加人数が 300 人以上 (参加人数が 300 人未満)
 - ・ 実行委員長 : p ()
 - ・ 実行委員 : p ()
 - 国内会議 参加人数が 300 人以上 (参加人数が 300 人未満)
 - ・ 実行委員長 : p ()
 - ・ 実行委員 : p ()
- c. 研究を目的とした社会貢献活動
 - ・ 研究会・シンポジウム等の委員長 : p
 - ・ 研究会委員 : p
 - ・ 公益法人等のプロジェクト等の参加 : p
- d. 研究に関係した併任・兼業
 - ・ 研究財団の理事 : p
- 3) 地域社会・国際活動
 - a. 国・県・市等の委員会委員
 - ・ 委員長 : p
 - ・ 委員 : p
 - b. 国際貢献
 - ・ 研究者の派遣 : p
 - ・ 外国人研究者の受け入れ : p
- 4) その他 (各学部等が必要に応じて設定する。)
 - a. 診療活動 : p
 - b. 教育臨床 (附属校園等での研究・教育活動など) : p
 - c. 同窓会等の役職 : p

4 管理・運営

(1) 評価基準

管理・運営は、次の 5 段階で評価を行う。

合計ポイント	評 語
<input type="text"/> p 以上	5 : 極めて高い水準の活動である
<input type="text"/> p 以上 <input type="text"/> p 未満	4 : 高い水準の活動である
<input type="text"/> p 以上 <input type="text"/> p 未満	3 : 普通の水準の活動である
<input type="text"/> p 以上 <input type="text"/> p 未満	2 : 低い水準の活動である
<input type="text"/> p 未満	1 : 極めて低い水準の活動である

(2) 項目別評価

評価細目ごとのポイントに、活動の件数を乗じて得たポイントの合計を算出する。

学部長等、評議員、学長特別補佐が参画する役職指定の委員会については、その委員会の委

員長と委員としての評価はしない（重複評価の排除）

1) 全学及び学部等の委員会等活動

a. 管理・運営の役職等の活動

- ・ 学部長・研究科長 : p
- ・ センター長 : p
- ・ 評議員 : p
- ・ 学長特別補佐 : p
- ・ 学科長 : p

b. 全学の委員会活動

- ・ 委員長 : p
- ・ 委員 : p

c. 学部等の委員会活動

- ・ 委員長 : p
- ・ 委員 : p

2) 学生の生活指導等に関わる活動 : p

3) 学生の就職に関わる活動 : p

4) 学生確保に関わるリクルート活動（高校訪問等） : p

5) その他（学部等が必要に応じて設定する。） : p

資料 1 1

熊本大学拠点形成研究（A、B）評価要項

平成17年1月17日
研究戦略会議

研究戦略会議において選定された熊本大学拠点形成研究（A、B）（以下「拠点形成研究」という。）の中間評価及び最終評価は、この評価要項により行うものとする。

1．評価の目的

「拠点形成研究」の効果的な実施を図り、その目的が十分達成されるよう、専門家等により研究の進捗状況等を確認し、適切な助言を行うとともに、研究経費の適正配分（重点的・効率的配分）に資することを目的とする。

2．評価の時期

各拠点形成研究について、2年経過後に中間評価、期間終了後に最終評価、必要に応じてフォローアップを実施する。

3．評価委員の選任

評価委員の構成は次のとおりとする。

研究戦略会議の委員
研究推進本部員
学外の有識者 若干人

4．評価の実施

拠点形成研究の進捗状況等の評価を行うにあたり、当該評価の公正さ、信頼性を確保し、実効性のある評価を実施するために、評価項目、評価方法（評価資料、評価過程・手続等）を次のとおりとする。

（1）評価項目

運営状況

（中間評価）

- ・当初の拠点形成の目的に沿って着実に進展しているか
- ・研究活動において、新たな学術的知見の創出や特記すべきことがあったか
- ・若手研究者が有為な人材として活躍できるような仕組みを措置し、機能しているか
- ・拠点リーダーを中心として事業推進担当者相互の有機的な連携が保たれ、活発な研究活動が展開される組織となっているか
- ・国際競争力のある拠点づくりに資するためどのような取り組みを行っているか

るか

- ・研究経費は効率的・効果的に使用されているか
- ・どのような形の情報発信が行われているか（国内・海外に向けて）
- ・拠点形成研究に関する研究で、科学研究費補助金等の外部資金を獲得しているか

（最終評価）

- ・当初の拠点形成の目的は達成できたか
- ・研究活動において、新たな学術的知見等があったか
- ・若手研究者の育成効果があがっているか また、それは、研究教育拠点形成にどのように寄与しているか
- ・国際競争力のある拠点づくりに資することができたか
- ・プログラム終了後「拠点」はどのように発展していくのか
- ・拠点形成研究に関する研究で、科学研究費補助金等の外部資金を獲得しているか

今後の展望

（中間評価）

- ・今後、拠点形成を進める上で改善点はないか
- ・大学の拠点形成研究として、どのような点が期待できるか（例えば、研究を通じた人材育成の評価、国際的評価、国内の関連する学会での評価、産学官連携の視点からの評価、社会貢献等）

（最終評価）

- ・研究終了後、世界的な研究教育拠点として、研究センターや大学院専攻の設置等に関与できたか

その他

（中間評価）

- ・この拠点は、学内外に対しどのようなインパクト等を与え、大学の個性に何を付加したか

（最終評価）

- ・国際的拠点の特色を示すために、どのような点で効果があったか

（２）評価方法

拠点形成研究の評価は、書面審査及びヒアリングによる審査により実施するものとする。

書面審査

評価委員は、各拠点形成研究プロジェクトについて、次の評価資料により個別評価を行い、ヒアリングに臨む。

(中間評価)

- ・進捗状況報告書(主な発表論文の抜刷を添付)
- ・「拠点形成研究」研究経費等申請書

(最終評価)

- ・実績報告書(5年間まとめ、中間評価以降の主な発表論文の抜刷を添付)
- ・進捗状況報告書(主な発表論文の抜刷を添付)(中間評価時提出分)
- ・中間評価まとめ

ヒアリング

評価委員は、上記の評価資料等を基礎にした説明に対し個々の個別評価(書面評価)に基づきヒアリングを行い、その後合議評価をし、拠点形成研究の今後の進め方(助言等)をまとめる。

評価の決定・了承

(中間評価)

研究戦略会議は、研究推進本部員の意見及び中間評価の結果を踏まえ、拠点形成研究の継続若しくは中止又は支援の拡大若しくは縮小を決定する。

(最終評価)

研究戦略会議は、研究推進本部員の意見及び最終評価の結果を踏まえ、研究センターや大学院専攻の設置等、拠点形成研究のその後の取扱いについての方策を決定し学長に提案する。

5. その他

(1) 評価の反映

研究戦略会議は、個々の拠点形成研究プロジェクトの中間評価の結果を第3年次以降の研究経費の適正配分(増額、減額又は廃止等)に資する。また、拠点形成の推進に向けて適切な助言を行うために、各拠点形成研究プロジェクトに対しこの中間評価及び最終評価の結果を通知(開示)する。

(2) 評価の公開等

評価は、非公開とし、評価の経過は他に漏らさない。

評価終了後、各拠点形成研究プロジェクトの中間評価及び最終評価の結果をホームページへの掲載等により公開する。

(3) 利害関係者の排除

採択されている拠点形成研究プロジェクトと関わりのある次の者(利害

関係者)は、評価を行わない。

採択されている拠点形成研究プロジェクトのリーダー及び当該組織の
構成員(事業推進担当者) ... 《当該拠点形成研究の評価に限る。》

その他中立・公平に評価を行うことが困難と判断される者

(4) フォローアップ

研究戦略会議及び研究推進本部は、中間評価の結果を受けての対応状況
について、必要に応じ、その状況を確認するものとする。

(5) その他

この要項に定めるもののほか、評価の実施に関し必要な事項は別に定める。

資料 1 2

熊本大学における部局横断的又は特化された研究を推進するための戦略

平成 15 年 8 月 18 日
学 長 裁 定

【基本方針】

1. 部局横断的又は特化された研究として推進する学問領域は、「生命科学」、「自然科学」、「人文社会科学」及び「学際・複合・新領域」の4領域とし、この領域で本学が重点的に支援する研究を「拠点形成研究」とする。これらには地域的特性を考慮した熊本大学独特の研究も含まれる。
2. 上記1の研究のうち、新たなパラダイムを描けるもので、すでに外部から高い評価を受けている世界最高水準の研究を「拠点形成研究A」とし、大学院先導機構に組み入れ、推進する。
3. 上記1の研究のうち、世界最高水準を目指しうる研究を「拠点形成研究B」とし、推進する。
4. 上記以外の研究については、それぞれの研究推進体において個別に推進する。
5. 具体的施策の立案と遂行は、研究戦略会議及び研究推進本部が役割分担することにより実施する。

【実施体制】

1. 研究戦略会議の役割
 - (1) 拠点形成研究の創生及び選定
 - (2) 大学院先導機構の運営
 - (3) 拠点形成研究の支援に必要な資源の確保とその配分方針及び配分の決定
 - (4) 学内共同教育研究施設による研究支援体制の充実に関する方針の決定
2. 研究推進本部の役割
 - (1) 拠点形成研究の候補に関する情報の収集及び研究創生のコーディネート
 - (2) 拠点形成研究に関する候補リストの研究戦略会議への提出
 - (3) 拠点形成研究に対する具体的支援策の提案及び推進
 - (4) 拠点形成研究に対する学内共同教育研究施設の研究支援策の提案及び推進

【推進方策】

1．拠点形成研究の創生と選定

(1) 研究戦略会議の役割

- 1) トップダウンとボトムアップの両面から拠点形成研究の創生と選定
- 2) 拠点形成研究の支援期間は原則5年
- 3) 「拠点形成研究A」は原則として、外部資金が導入できていることが前提
- 4) 「拠点形成研究A」について、各学問領域ごとに1-2件、合計5件程度選定
- 5) 「拠点形成研究B」について、各学問領域ごとに1-5件、合計10件程度選定
- 6) 「拠点形成研究A」の成果を踏まえ、研究センター、大学院専攻等への組織化の検討

(2) 研究推進本部の役割

- 1) 「拠点形成研究B」について、公募等の方法により、各学問領域ごとに数件、合計15件程度の候補リストを作成し研究戦略会議に提出
- 2) 研究戦略会議から調査依頼があった「拠点形成研究A」の候補について、その内容、実現性等を調査し、研究戦略会議に報告

2．拠点形成研究に対する支援

(1) 原則

- 1) 「拠点形成研究A」に対する支援内容は、研究推進のための環境整備であり、人、資金、スペースの側面から実施
- 2) 「拠点形成研究B」に対する支援内容は、研究推進のための環境整備であり、直接の研究経費も含み、人、資金、スペースの側面から実施

(2) 研究戦略会議の役割

- 1) 拠点形成研究に対する、人、資金、スペースについての支援策の策定
- 2) 全学運用定員の活用による人的支援
- 3) 「拠点形成研究A」の拠点リーダー及びサブリーダー（大学院先導機構特任という。）の学内業務等の軽減措置
- 4) 重点配分経費、間接経費等による拠点形成研究経費の確保と支援

(3) 研究推進本部の役割

拠点形成研究として利用可能なスペース（共用スペースを含む。）の情報収集及び利用計画の作成

3．学内共同教育研究施設の拠点形成研究に対する支援体制への支援

(1) 研究推進本部の役割

学内共同教育研究施設との協議を通じて、当該施設における高度の技術支援を実施するための支援策の策定及び研究戦略会議への提案

(2) 研究戦略会議の役割

- 1) 研究推進本部から提案された支援策を戦略的な観点から検討し、優先順位を考慮して決定
- 2)(1) を踏まえ、必要に応じ学内共同教育研究施設の統廃合等に関し、当該施設と協議の上、原案を策定し学長に提案

4 . その他の方策

- (1) 学外及び学内の共同研究を推進するための方策の検討・実施
- (2) 熊本大学主導の公開セミナー、公開シンポジウム等の積極的な開催

【評価等】

1 . 研究推進本部による報告会等の実施

- (1) 拠点形成研究について毎年度報告会を開催し、進捗状況について把握するとともに、必要に応じて指導助言
- (2) 研究推進本部員は、研究戦略会議が実施する中間評価（ 2 年後 ）及び最終評価（ 5 年後 ）のヒアリング審査に出席し意見を表明

2 . 研究戦略会議による評価の実施

- (1) 拠点形成研究に関する中間評価及び最終評価の実施
- (2) 書面審査及びヒアリングによる審査の実施
- (3) 中間評価においては、研究推進本部員及び外部評価等の意見を踏まえ、拠点形成研究の継続又は中止若しくは支援の拡大又は縮小を決定
- (4) 最終評価においては、研究推進本部員及び外部評価等の意見を踏まえ、拠点形成研究の継続又は中止、研究センターや大学院専攻の設置等、拠点形成研究のその後の取扱いについての方策を決定し学長に提案